

函 市 国

令和4年(2022年)1月18日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて

(国保年金課)

電話 21-3148

## 後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて

後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）において、世帯主または本人が青色申告を行っている被保険者のうち、一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定に誤りがあることが判明した。

### 1 概要

保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、青色事業専従者控除を適用しないなど税法上と異なる取扱いのため、北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成した対象候補者リストを基に本市が所得・課税情報を確認のうえ、軽減判定用の所得を再計算している。

このたび、所得の再計算の作業中に、軽減区分が変更となる対象者が標準システム（以下「システム」という。）に反映されていないことを確認したことから、調査した結果、令和元年5月から令和3年6月までの期間において、職員の操作ミスにより、システムへの反映ができていなかったため、広域連合において、軽減判定を誤って行い、本来納付すべき金額と異なる保険料を賦課した。

### 2 原因

システムの改修により、令和元年5月から対象者のシステムへの反映方法が変更されたため、広域連合から「賦課業務マニュアル」が示されたが、担当者の確認不足により、所得の再計算にあたってのシステム操作を誤り、また、他の職員による確認が行われていなかったため、正しい情報をシステムに反映できなかったことによるもの。

### 3 対象者

令和元年度から3年度において、世帯主または被保険者が事業主である青色申告者のうち、青色事業専従者給与を支払っている方、または65歳以上で120万円（令和3年度は110万円）を超える年金収入のあった方で、所得を再計算した結果、軽減区分が変更となる方

### 4 件数および影響額

年 度	対象候補 件数	保険料増額		保険料減額		備 考
		件数	影響額	件数	影響額	
令和元年度	44件	2件 (2件)	30,000円 (30,000円)	—	0円	時効完成
令和2年度	54件	8件	94,900円	5件	△71,500円	
令和3年度	60件	15件	249,700円	14件	△173,300円	
合 計	158件	25件 (2件)	374,600円 (30,000円)	19件	△244,800円	

※カッコ内は時効完成分（内数）

## 5 今後の対応

対象となる被保険者の方々にお詫びするとともに、正しく算定した保険料が増額となる方に対し増額分のお支払いをお願いし、減額となる方に対しては超過納付分を速やかに還付する。

## 6 再発防止策

現在は、令和3年7月に改訂された「賦課業務マニュアル」に基づき、適切に処理が行われているところであるが、システムへの反映結果をプリントアウトして複数の職員により確認するなど、チェック体制を強化するほか、制度改正や事務処理方法の変更時には情報共有を徹底し、再発防止を図る。